

今後の再発防止策

平成20年2月18日
厚生労働省

1. 食品に由来する健康被害等に関する情報収集システムの改善

(1) 既存システムの徹底

○ 輸入食品原因事案、疑い事例についての報告義務

※ 今回の事案の保健所からの情報発信の問題は、

- ・ 自治体において、犯罪性の観点からの調査が先行したため、厚生労働省への情報提供に遅れが生じた
- ・ 本人から保健所に対して、直接通報があったにもかかわらず、疑い事例について報告が行われなかった

という点

- 都道府県等に対し、輸入食品原因事案、疑い事例については、犯罪性の有無にかかわらず、速やかに厚生労働省に報告するよう通知（2月1日）
- 全国食品衛生主管課長会議においても、輸入食品原因事案、疑い事例の厚生労働省への速やかな報告について要請（2月14日）

(2) 食品衛生法に基づく届出・速報対象の拡大

○ 都道府県知事等から厚生労働省への速報対象の追加

- ・ 重篤な有害事象の発生
- ・ 病因物質（現行規定は9種類の細菌）に化学物質を追加

※ 今回の事案については、現行の速報対象である「輸入食品に起因する場合」に加え、上記の2項目を追加することにより、いずれかが見逃されたとしても速報対象に該当することとなる。

- 食品衛生法施行規則第73条及び別表第17を改正（別添）

(3) 情報共有システムの改善

- 個別発生事例の情報を関係者が共有し、2例目以降との共通事項を早期に把握（今回のような特異な事例については、注意喚起）。

※ 今回の事案については、他の自治体での事案の発生状況が共有されていなかった点が問題

→ 食品保健総合情報処理システムを活用し、情報交換の迅速化と情報共有

食品保健総合情報システム：厚生労働省、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所、地方自治体本庁、保健所等を厚生労働行政総合情報システム(WISH)のネットワークを使用してオンラインで結び、食中毒情報等の情報交換の迅速化と情報共有を図るもの

(4) 事業者による問題把握の強化

- 苦情等の情報を集約するシステムの導入を指導
- 上記情報の行政機関への報告

→ 「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」^(注)において、食品等事業者が食品等に関する消費者からの健康被害や食品衛生法に違反する食品等に関する情報について、保健所等へ速やかに報告する旨を規定

(注) 食品衛生法第50条第2項に基づき都道府県、指定都市及び中核市が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言

2. 輸入加工食品に関する安全性確保

(1) 輸出国政府への対応

- 我が国政府として、政府・事業者に対し、管理の強化及び管理状況の確認の要請

→ 二国間協議

→ 検証のための我が国の査察体制の強化

(2) 輸入者の対応

- 輸入者自身が輸入する食品の輸出国段階の管理の強化

- 内閣府・厚生労働省・農林水産省の3府省により関係団体に有毒有害物質の混入防止対策の確認を要請（2月1日）
- 厚生労働省がガイドライン（指導基準）を策定し、輸入業者を指導

（3）監視体制の強化

- 食品衛生監視員の増員、検査機器の整備等を通じ、輸入食品の監視体制を強化
- 加工食品についての残留農薬検査の対象の拡大

- 技術的観点等で実行可能となったものから順次実施

（4）試験法の検討・開発

- ガイドライン（指導基準）に基づく輸入者の自主管理及び検疫所における監視強化に資するよう国立医薬品食品衛生研究所において加工食品の残留農薬に係る試験法について検討・開発

- 今月中に試験法に係る検討会を設置し、検討を開始

食品衛生法施行規則第73条及び別表17改正案新旧対照表

新	旧
<p>第七十三条 法第五十八条第三項(法第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の厚生労働省令で定める数は、五十人とする。</p> <p>② 法第五十八条第三項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。</p> <p>一 当該中毒により死者又は重篤な患者が発生したとき</p> <p>二 当該中毒が輸入された食品等に起因し、又は起因すると疑われるとき</p> <p>三 当該中毒が別表第十七に掲げる病因物質に起因し、又は起因すると疑われるとき</p> <p>四 当該中毒の患者等の所在地が複数の都道府県にわたるとき</p> <p>五 当該中毒の発生の状況等からみて、中毒の原因の調査が困難であるとき</p> <p>六 当該中毒の発生の状況等からみて、法第五十四条から第五十六条までの規定による処分(以下「処分」という。)を行うこと又はその内容の適否を判断することが困難であるとき</p>	<p>第七十三条 法第五十八条第三項(法第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の厚生労働省令で定める数は、五十人とする。</p> <p>② 法第五十八条第三項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。</p> <p>一 当該中毒により死者が発生したとき</p> <p>二 当該中毒が輸入された食品等に起因し、又は起因すると疑われるとき</p> <p>三 当該中毒が別表第十七に掲げる病因物質に起因し、又は起因すると疑われるとき</p> <p>四 当該中毒の患者等の所在地が複数の都道府県にわたるとき</p> <p>五 当該中毒の発生の状況等からみて、中毒の原因の調査が困難であるとき</p> <p>六 当該中毒の発生の状況等からみて、法第五十四条から第五十六条までの規定による処分(以下「処分」という。)を行うこと又はその内容の適否を判断することが困難であるとき</p>
<p>別表第十七(第七十三条関係)</p> <p>一 サルモネラ・エンテリティディス</p> <p>二 ボツリヌス菌</p> <p>三 腸管出血性大腸菌</p> <p>四 エルシニア・エンテロコリチカ08</p> <p>五 カンピロバクター・ジェジュニ／コリ</p> <p>六 コレラ菌</p> <p>七 赤痢菌</p> <p>八 チフス菌</p> <p>九 パラチフスA菌</p> <p>十 化学物質(元素又は化合物をいう。)</p>	<p>別表第十七(第七十三条関係)</p> <p>一 サルモネラ・エンテリティディス</p> <p>二 ボツリヌス菌</p> <p>三 腸管出血性大腸菌</p> <p>四 エルシニア・エンテロコリチカ08</p> <p>五 カンピロバクター・ジェジュニ／コリ</p> <p>六 コレラ菌</p> <p>七 赤痢菌</p> <p>八 チフス菌</p> <p>九 パラチフスA菌</p>